任意清算公告

当法人は、令和八年三月五日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日
東京都墨田区緑三丁目二〇番八―八〇三号
司法書士法人大野事務所
社員　大野　静香

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0045/index.html

令和八年三月十七日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ジー・エイ・レジデンス・ナイン特定目的会社
取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0058/index.html

令和八年三月十七日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ジー・エイ・ワン・レジデンス・ツー特定目的会社
取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
エチゴ特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　六十頁（号外第二〇一号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ13ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ14ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十四日
掲載頁　一〇四頁（号外第一〇六号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ16ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇八頁（号外第八十一号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ19ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十七日
掲載頁　五十六頁（号外第二三八号）
令和八年三月十七日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
ＡＡＪ　Ｋ特定目的会社
取締役　鄭　武壽

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日
福岡県北九州市八幡東区東田一丁目七番五号
株式会社有薗製作所確定給付企業年金
清算人　吉村　美裕

訂正公告

令和八年三月九日（号外第四十八号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社エデュケアの決算公告「第56期決算公告」とあるは「第22期決算公告」、株式会社クリエイトの決算公告「第39期決算公告」とあるは「第14期決算公告」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

令和八年三月十七日
神戸市垂水区学が丘四丁目一〇番三五号
小橋ビル二Ｆ　（甲）株式会社エデュケア
代表取締役　西川　修
神戸市垂水区学が丘四丁目一〇番三五号
小橋ビル二Ｆ　（乙）株式会社クリエイト
代表取締役　西川　修

正誤

ページ	段	行	誤	正
四三五	四	表中地域欄中終りから四～三	二八五二番ノ二、二八五二番ノ三四	二八五二番ノ二、二八五二番ノ三四の内実測五畝

昭和二十八年六月二十二日文化財保護委員会告示第五十一号（天然記念物に指定する件）（原稿誤り）